

次期「静岡市障がい福祉計画」等の策定について

1 法の位置づけ

(1) 障がい福祉計画

- ① 障害者総合支援法第 88 条第 1 項を根拠
- ② 障害福祉サービス、相談支援、地域生活支援事業等の提供体制の確保に関する計画（市町村障害福祉計画）として位置づけ
- ③ 厚生労働省による「基本指針」に即して策定することとされている。
- ④ 今回（第5期）から「障がい児福祉計画」を一体のものとして策定

(2) 障がい児福祉計画

- ① 改正児童福祉法第 33 条の 20 第 1 項を根拠
- ② 障がい児の通所支援及び相談支援の提供体制の確保に関する計画（市町村障害児計画）として位置づけ
- ③ 厚生労働省による「基本指針」に即して策定することとされている。
- ④ 上記「障がい福祉計画」と一体のものとして策定

(3) 備考

今回障がい福祉計画と同時に策定される「障がい者計画」は、障害者基本法第 11 条第 3 項に定める「市町村における障がい者のための施策に関する基本的な計画（市町村障害者計画）として位置づけられ、内閣府が策定する「第 4 次障害者基本計画」及び「静岡県障害者計画」に準拠して策定することとされている。

2 計画の期間

平成 30 年度から 32 年度の 3 年間とする。

なお、計画期間中に、法制度の改正や社会情勢の大きな変化が生じた場合は、必要に応じ見直すこともできる。

		29 年度	30 年度	31 年度	32 年度	33 年度	34 年度
市	第 5 期障がい福祉計画 第 1 期障がい児福祉計画		3 年間				
	障がい者計画		3 年間				
県	第 5 期障害福祉計画 第 1 期障害児福祉計画		3 年間				
	障害者計画		5 年間				
国	第 5 期計画策定に係る 基本指針	○ 告示					
	第 4 次障害者基本計画		5 年間				

3 計画の対象

身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳を所持する方ばかりでなく、療育の必要な児童、発達障がいのある方、難病患者、精神障害者通院医療費の公費負担を受けている方などの、日常生活や社会生活で支援を必要とする方も含まれる。

4 計画内容の審議

障害者総合支援法の規定により「障害者自立支援協議会の意見を聴くよう努める」ものとされている。